

第 2 1 回 軽米町 議会 臨時会

平成 3 0 年 1 月 2 2 日 (月)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 2 9 年度軽米町一般会計補正予算 (第 7 号)

○出席議員（13名）

1 番	中 里 宜 博 君	3 番	田 村 せ つ 君
4 番	川 原 木 芳 蔵 君	5 番	上 山 勝 志 君
6 番	館 坂 久 人 君	7 番	茶 屋 隆 君
8 番	大 村 税 君	9 番	松 浦 満 雄 君
10 番	本 田 秀 一 君	11 番	細 谷 地 多 門 君
12 番	古 館 機 智 男 君	13 番	山 本 幸 男 君
14 番	松 浦 求 君		

○欠席議員（1名）

2 番 中 村 正 志 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	藤 川 敏 彦 君
総 務 課	長	吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課	長	小 笠 原 亨 君
産 業 振 興 課	長	高 田 和 己 君
総 務 課 担 当 主 幹		梅 木 勝 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹		戸 田 沢 光 彦 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹		小 林 浩 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹		松 山 篤 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 暢 芳 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	小 林 千 鶴 子 君
議 会 事 務 局 主 査	鶴 飼 義 信 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） おはようございます。

ただいまから第21回軽米町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、中村正志君から本日欠席する旨の届出がありました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から、議案5件の提出がありました。

いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

1月22日午後2時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、本会議場において審議、採決する旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において3番、田村せつ君、4番、川原木芳蔵君の兩名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第3、議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、税務会計課長、小笠原亨君。

〔税務会計課長 小笠原 亨君登壇〕

○税務会計課長（小笠原 亨君） 議案第1号の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成29年12月28日に公布され、平成30年1月1日に施行されたことに伴いまして、軽米町税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。つきましては、同条第3項の規定によりまして議会の御承認をお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。軽米町税条例第54条第7項中、第10条の2の10を、第10条の2の12に改めるものでございます。内容でございますが、同条項は固定資産税の家屋の附帯設備にかかる課税について定めているものでございますが、課税の内容に変わりはなく、地方税法施行規則の一部を改正する省令の整備に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてに対しての質疑を行います。

質疑は自席で、答弁は答弁席にてお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについての採決を行います。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第4、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、第1条で医師等の初任給調整手当について41万3,800円を41万4,300円に改め、12月期の一般職の勤勉手当の支給率について、100分の85を100分の90に、再任用職員の勤勉手当の支給率については100分の40を100分の45に改めるとともに、別表第1及び第2の給料表を改正しようとするものでございます。

第2条では、平成30年4月1日以降の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給率を一般職についてはそれぞれ100分の87.5に、再任用職員についてはそれぞれ100分の42.5に改めようとするものでございます。

なお、別表第1、第2の給料表につきましては、資料として提出しております新旧対照表にてご確認をいただければと思います。

議案第2号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

別表を確認する時間が必要ですか。そのまま進めてもよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

それではこれから議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対しての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の採決を行います。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第5、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一部を改正をしようとするもので、改正点といたしましては、非常勤職員に係る育児休業の期間について、これまで最長1歳6か月到達時までとされていたところ、一定条件のもと、保育所等の利用を申し込んでいるが当面その実施が行われない場合に2歳到達時まで、と期間を延長するものでございます。その内容を規定する第2条の4を加え、第3条においては同一の子に係る育児休業を一旦終了した場合でも再度育児休業を取得できるとする特別の事情にもその旨を加えるとともに、常勤、非常勤共通の第4条の、育児休業の再延長ができる場合の特別の事情にもその旨を加えるもので、第2条及び第2条の3第2号につきましては、その改正に伴う条文の一部を修正するものとなっております。

議案第3号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に対しての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第6、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについて、産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） 議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号は、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する目的は、円子地区センター（仮称）建築工事に伴う備品の買い入れでございます。

2、取得する財産は、財産の所在地、軽米町大字円子第5地割20番地。種別は、厨房備品でございます。細目は、スーパーオープンほかとなっております。数量は一式。取得予定価格は、753万8,400円でございます。

3、取得の方法は、青森県八戸市城下二丁目11の37 北沢産業株式会社八戸営業所 所長 富田大器より買入れするものでございます。

提案理由は、円子地区センター（仮称）建築工事に伴う備品を買入れしようとするものでございます。

議員各位のご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

なお、議案第4号の関係資料といたしまして、1枚目はパン工房備品の名称、摘要、数量が書いてあります。2枚目は豆腐工房用の備品でございます。3枚目は調理実習室の備品でございます。4枚目は施設の平面図でございます。購入する機器のそれぞれの配置場所が記載されています。5枚目は入札結果表となっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてに対しての質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 今円子地区センターを建設して備品を購入したいということですが、こういった施設は前に山内の大清水地区に出来たわけですが、補助とかは違うかもしれませんが、同じような形でできるものだと思っておりますが、関連してお聞きしますけれども、大清水地区の活性化センターでも豆腐工房とかありましたけれども現在の使用状況などはどうなんでしょうか。というのは、せっかくこういったパン工房とか豆腐工房とか出来て、出来れば地元だけではなくて、町民どなたでも行って活用できるとかそういったシステムがあれば非常にいいと思っておりますけれども。そういった研修会をやるとか色々使える部分があると思っておりますけれども、そういった部分では使用できないのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） ただいまの茶屋議員のご質問にお答えします。

大清水地区活性化センターにも同様に豆腐の工房がございます。豆を収穫して、冬場になると地区の皆様方が使用して非常に助かっていると聞いておりました。2点目、施設について地元だけでなく町民全体というお話ですが、この施設は地方創生拠点整備交付金を活用したもので、単なる交流施設ではなくて生産性や地域の創造という補助の目的で建てられております。そのことから、パン工房や豆腐工房が交流施設の一端ということで申請をしてやっておりますし、そのための機器についても補助が適用になっております。地元の協議会とこれからの打ち合わせが必要になってきますが、できるだけ町民の希望があれば事前に問い合わせをして使えるようにしてもらえばいいのかなと、今のところ具体的な話ではないのですが、そのような考え方を持っております。現時点ではこのような回答をさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 課長から説明がありましたけれども、ぜひみんなが使える、研修であれ何であれそのような形でやっていただければ、非常に有効に使われていいと思っておりますのでよろしく申し上げます。要望しておきます。

○議長（松浦 求君） そのほかございませんか。

12番、古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 1つは、スーパーオーブンほかということで今回取得する財産は厨房備品ということで、内訳を書いていますから、パン工房と豆腐工房と調理実習室と合わせた備品ということで確認してよろしいかをまずお聞きしたい。

○議長（松浦 求君） 産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） 全て合わせたものでございます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） わかりました。それで、この機種 of 能力ですけれども、これをみますとミキサーの粉量とオーブンの大きさでその能力の基準になると思いますけれども、これは具体的に、豆腐の工房は清水地区では自家消費みたいな感じが主だと思うんですが、こういう施設になると実際に製品として出すとか卸すとかそういうものにもなってくると思うんですが、もっと具体的な能力、どれくらいの量を生産できるのかという形の説明をお願いしたいというのと、機種 of 選定にあたっては、パン工房の関係でも色んなメーカーもあると思いますし、実績とか色んなのがあると思いますが、この選定にあたっては利用者、実施主体の要望とか専門家の意見とか色んな形で選定されたと思うんですが、その経過を能力と含めて内容を豆腐、パンともに説明をお願いしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） まず1点目ですが、個々の機器の能力につきましては、大変申し訳ありませんが全部把握しているわけではありません。が、パン工房につきましては円子地区の女性数名の方を中心としまして、洋野町の実際に運営されているパン工場の視察、あるいは製品を作る段階でどういう機器が必要なのかということ専門家の意見、実際に使われている方の意見も聞きながら設計業務の方で数社から提案をいただきまして決定しております。具体的には、当初は1,000個という考え方でしたけれども、1日当たり500個程度の生産能力ということで考えております。豆腐については把握していないので申し訳ないのですが、機器の仕様書の中で豆チョッパーの処理能力が1時間に40キログラムとそれぐらいしか今のところわかりませんがそういうことでやっております。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 茶屋議員からは皆が使えるようにという意見もありましたけれども、こういう機器は汎用性と言いますか使わない時、使った後の管理によって、あとは機械の種類によっても、豆腐の場合は豆を水に浸し柔らかくして煮てということであまり壊れることはないんですけれども、オーブンなど食品を作る機械に対しては使う人が責任と愛情を持って使わないと短期間で悪くなってしまうということ

もあります。そういう意味できちんと責任をもった管理と使用は非常に大事なところだと思いますけれども、そういう利用の仕方の問題については、先ほどの皆が使えるように、ということもありますしどのような機械の管理をしようとしているのか。また振り返りますけれども、価格の方ですが見積合わせ、機種のこともありましたけれども、どういう形で価格を決定したのかをそのことについてもあわせて説明をしていただきたい。

○議長（松浦 求君） 産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） まず1点目ですが、販売等するには保健所の許可が必要ですので保健所の許可を得て運用する予定となっております。具体的な運用につきましては、今のところまだはっきりとは決まっていますが、地元の女性数名の方を中心として運営をしていただきたいと思いますと思っております。いずれ機器ですので、使用前、使用後の清掃、メンテナンス等がすごく重要になるのは議員おっしゃるとおりだと思います。そのことにつきましてもこれからになります、中心となって使っていただく円子地区の方々からある程度の使い方、マニュアル的なものやっただいてそれを表示するような方法等も考えなければならぬと思っております。いずれにしても、特にも食品を扱うものですから、使用前、使用後の清掃が大変重要だと思いますので、これから現地の方々と打合せをして進める必要があると考えております。価格の決定ですけれども、厨房備品につきましては専門分野がありますのでそれぞれについて3社から見積をいただいて、その中の最低の金額をもって価格を決定しております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

○13番（山本幸男君） ただいまの説明で、パン工場の1日の生産能力が500個と話がありました。それで、1,000個から500個に下げたというような説明に受けたものですから、500個から1,000個まで可能なのであれば、将来的には学校給食に対応するとか。それから間違っているかもしれませんが、視察をしたのは大野の水沢のパン工房かなという印象を受けたわけですが、そこではパンを売っているし学校給食にも出しているという話を聞いたことがありますので、将来的に、あるいは今の段階でそういうことも検討しているのか、期待しているのか、ちょっと触れてもらいたいと思います。

○議長（松浦 求君） ちょっと休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、再開をいたします。

産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） 視察先は、議員おっしゃったところでございます。実際にお話を伺ったところ、学校給食用のパンもやっているけれども、学校給食をやることによって自分たちが作りたいパンが作れないそうです。時間的な問題もあるかもしれませんし。自分たちのオリジナルパンを作りたいということで始めたわけですが、作ることもあるけれども、学校給食用のパンを作るとそれだけでかなりの労力を使うし、価格的にもちょっと難しい面があるということは総務課のほうで聞いているそうです。ですので、学校給食用のパンも対応してはどうかとのお話ですが、今のところはそこまでは考えていないのが現状です。1,000個作る場合と500個作る場合とではどうなのかということですが、やはり1,000個作るにはそれに対応した設備が必要になりますので、電気代とか機器の能力に応じて維持管理費が違ってきますので、地元の方々の意見も取り入れながら500個のところまで決定した次第です。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 大野のパン工房は1回しか行ったことはありませんが、町はずれの静かなところで、人の往来がない地域にあって、村の新しいイメージを作るような工房だったとっております。課長からは、本来目的としたものに到達しない問題もあるというような説明がありましたが、将来的には、教育長、町長どうですか、パン工房のパンを学校給食にというようなことは。地域の創生という面ではあまり差がないという感じがします。

○議長（松浦 求君） 教育長は出席しておりませんので、町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変よいご提案はいただいたとっております。現在は課長が答弁したように、価格面、個数の面、あとはどれぐらいの対応になるか例えば月に何回とかの検討があると思っておりますので、そういった検討の中で可能であれば、私もそういうのは積極的に前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについての採決を行います。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第7、議案第5号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議案第5号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第7号）について、総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第5号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号は、平成29年度軽米町一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,498万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,939万7,000円とするものです。

5ページをお開き願います。歳入につきましては、ふるさと支援寄附金として1,600万円を計上するとともに、財政調整基金からの繰入を101万2,000円減額するものでございます。

歳出につきましては6ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費でございますが、ふるさと納税の件数及び収入額が当初の見込みを上回ることとなったことから、ふるさと納税に係るお礼品、送料、及び代行業務に係る委託料に所要額を補正計上するとともに、歳入額と同額をふるさと支援基金元本積立として計上するもので、ふるさと納税関連の補正額は、1,803万円となっております。その他の科目につきましては、一般職の給与改定及び人事異動等による給与等の増減を計上しており、給与額等の全体では298万7,000円の減額となっております。

議案第5号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第7号）に対しての質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） ふるさと納税の資料を。何件くらいあって、どのくらいの金額だったかというのをもし資料があれば。説明するのかな。

○議長（松浦 求君） 説明します。

総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） それでは、平成29年度の寄附金額についてご説明申し上げます。12月末現在の件数でございますが1,203件、金額につきましては1,582万5,819円となっております。ふるさと納税には、5,000円とか1万円とか金額がなっておりますが、一番多い金額帯ですと1万円が456件で456万円、2番目に多い金額帯は5,000円で441件となっております。続いて2万円が186件、4万円と5万円がそれぞれ40件となっております。月ごとの受付の状況でございますけれども、4月が10件、5月が1件、6月は4件ございました。ちょうどふるさと納税専用サイトのさとふると委託契約をしまして運用されたのが7月14日でございますけれども、7月が45件、8月が40件、9月が49件、10月が140件、11月が243件、12月が671件となっております。件数からもわかりますとおり年末に向かうにしたがって金額が伸びていくという状況で、12月につきましては671件で880万5,000円の金額をいただいたということで当方の見込みを大きく上回ったという状況でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 今までと比べれば非常にいいことだと思います。件数も多くなってきておりますし、金額的にも。昨年は1人で大きく寄附した方がいて1,000円を超えたようでしたけれども、今年はそういう方がいなくても1,600万円くらいということです。だいたい説明でわかるんですけども、お礼品を充実したためか、さとふるを利用することで納税の仕方が簡素化されたから増えてきたのだとは思いますが、そういった部分でこれからもっともっと増やしていくためにはどのようにすればいいのかということの施策、方法等を考えていかなければならないと思いますけれども、今までの部分をとらえて今後どのようにするのかということ、もし今の考えがあれば教えてほしいんですけども。というのは、私も今まで一般質問の中でもやってきましたけれども、多分今までの納税の部分で積立が3,000万円ぐらいはあると思うんですけども、そういった3,000万円を今までどれだけ使われてきたかちょっとわからないですけども、それを今後どういふものにどのように使っていくのか。やはり用途目的がはっきりしていれば納税する人も、自分が納税をしてこういうふうに使われたんだなと思ってもう一度納税しようというようなことも出てくるかもしれませんが、その辺をどのように考えて

いるのかお伺いします。

○議長（松浦 求君） 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 茶屋議員のご質問にお答えします。まず、ふるさと納税額の増の要因でございますが、やはりふるさと納税の専用サイトを利用したことが大きいと思います。ふるさと納税サイトを利用することは、お礼品をお示ししますのでその辺が相まって増額につながっている。しかも支払いの方法もこれまで自営でやっていたころは申し込んでいただくか郵便振替の2つの方法しかございませんでしたが、現在はクレジット決済、コンビニ納付、ペイジー、あとはスマートフォンからの決済も最近可能になってございますので、非常に手を付けやすい状況になっていると、それが大きいかなと感じております。あと、全てのデータを見ているわけではございませんが、今私どもも5つのテーマで用途をお示ししているわけですが、専用サイトを通じて寄附される方を見るとあまりテーマにこだわらない方が多いのかなと見ております。

続きましてこれまでの寄附金額でございますが、去年1,300万円を超えたということで、それまで年間50万円前後で推移してきた具体的に事業に充当するにはちょっと金額として小さいなということで積み立てて参りましたが、昨年度末で1,800万円ほどになったわけです。それで今年度の予算からはその半額900万円を、ふれあい共食事業でありますとかピヨピヨ広場等子育て施策の財源として活用させていただこうということで予算も編成しているわけでございます。900万円を取崩して活用させていただきまして残りが900万円、今年度も1,600万円の積立金額を本日補正予算計上させていただいておりますが、そうすると今年度末残高は2,500万円になります。来年度につきましても、昨年度と同じ半額を事業に充当していくのか、あるいはふるさと納税自体が安定的に寄附していただけるようになってきましたのでもう少し膨らませて充当するかは今後検討させていただきますが、具体的に事業に充当してこういうことに活用していますという形を考えております。その前に、具体的なもっと細かい事業を示したほうがいいのではないかとということですが、茶屋議員おっしゃるとおり、これまでお礼品の過熱競争ということが言われておりまして、やはりふるさと納税の趣旨に立ちかえり用途、目的で選んでもらおうという動きも出てきております。当方におきましても、魅力的な事業を選んで、お礼品も地域資源のPRと考えておりますのでその辺を両方から取り組んでいければいいのかなと思いますし、町民の皆さまにこの事業にはふるさと納税が使われていますよというのをお知らせをして、その事業に対する声などもホームページで紹介していければいいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 課長から説明をいただきましたけれども、納税の金額帯としては1万円、5,000円が多いということですが、4万円、5万円も各40件ということは少なくない、あるわけですが、お礼品ですけれども今までだと金額が増えれば2セット、3セットということでしたけれども、今資料がないのでちょっとよくわかりませんが、そういった部分で金額が違えば、まあそんなにお礼品目当てというわけでもなくとも多少金額が多ければもっとこう、たとえば軽米にはブランドの軽米牛とか、あとはエゴマがブームですから、やっぱり1万円2万円よりはちょっと、多少でもいいのがお礼品としてあればいいと思うんですけど、今までは金額が増えれば2セット3セットと。いまだにそれはやっているのかな。私も調べればいいんですけどもわからないものですから確認のためにお聞きします。

○議長（松浦 求君） 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 茶屋議員のご質問にお答えします。自営でやっている際は多くの商品を組み合わせながら、1万円だとこれとこれというようにセットメニューとしてお礼品としてお示ししておりました。これにつきましては、専用サイトのさとふるをとおさないところではそのまま継続しております。さとふるのサイトについては、そういったセットというのが難しいところがありまして、例えばエゴマも欲しいけれど南部せんべいも欲しい、炭も欲しいという方は何口か、エゴマと南部せんべいには5,000円ずつやって炭には1万円というような形で、納税される方から自由に選択して入れていただいている状態です。ただあくまで今のシステムですと、それがそれぞれ1件という取扱いになりますし、当方といたしましては送料等の効率性から見ますと寄附金額が大きいほうが効率的でありますので、今後は金額の多いほうに入れていただけるようなメニューは色々工夫しながら増やしていかなければならないなと考えているところでございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 課長から説明がありましたけれども、やっぱりお礼品がもうちょっと充実というか、納税する人がやってわかりやすいというか、これがもらえるんだなというのが、金額が多くなったらちょこっといいものでもあればもっともって金額が多いのが増えると思いますので、もう一度見直してやって。あとは何に使うのかという部分、今までも何度も申し上げてきましたけれども、これから使っていくのはっきりしてくるとは思いますけれどもその辺も考えていただいて対応していけばいいのかなと思いますのでよろしくをお願いします。

- 議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。
- 13番（山本幸男君） 休憩中でいいです。
- 議長（松浦 求君） 休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時59分 再開

- 議長（松浦 求君） それでは、再開をいたします。ほか質疑ございませんか。
12番、古舘機智男君。
- 12番（古舘機智男君） 歳出の3款民生費の児童福祉費の補正の関連でよろしいでしょうか。直接ではないんですが、子どもの医療費助成の小学校卒業までの現物給付の問題についてちょっとお伺いしたいと思います。岩手県でも9月議会で請願の採択がされてきて…
- 議長（松浦 求君） 古舘機智男君、担当課長は出席していないけれども。
- 12番（古舘機智男君） 町長で。町長をお願いします。岩手県から、市町村に対して現物給付を賛同するかどうかの調査を1月末までの期限でされているようです。軽米町の場合は現物給付の実施の意向を示していないというようなことがありましたので、これは間違いではないのかなと思ってはおりましたが、そういうように県が思っているらしいです。現物給付を実施するには市町村の協力が必要で、新たにペナルティーが増えるということもありますけれどもこれまでの就学前のペナルティーが廃止されるからプラスマイナスで負担が増えるわけではありませんし、全市町村の中で12市町村が消極的だという中に軽米も入っているようで、そんなはずはないなあと思っていますけれども。現物給付は町民のためにもいいことですし新たな財政負担が増えるわけではないのでぜひ実施の方向で、意向調査に対する対応をしていただきたいなあということですので、その辺の町長の、情報が担当課から入っていなかったり聞いていないようでしたら、県の方では軽米町は消極的だという形になっているみたいですので、その辺を対応していただきたいのですけれども。
- 議長（松浦 求君） 古舘機智男君、それは新聞で見たのですか、消極的だというのは。
- 12番（古舘機智男君） 何で調べたのかと。新聞には載っていません。この意向調査は1月末までのことですから。実際には実施されるとは思いますけど、市町村全体の賛成が欲しいということもあるようですので当局の考えを伺いたいのです。
- 議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。
〔町長 山本賢一君登壇〕
- 町長（山本賢一君） その事に関してはまだ課長から具体的な話は聞いておりませんのでそこは確認しながら、今議員おっしゃったことも含めて検討してみたいと思います。

○議長（松浦 求君） よろしいですか。ほか質疑ございませんか。

7番、茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 関連なのですけれども、12月の役場からのお知らせ版に職員の採用、募集ということで一般事務若干名ということで載っておりましたけれども、多分、来年度の職員として採用した方がボイコットというんでしょうか、採用が決まっても来ない方もいらっしゃる、そういうので多分再度募集したのだと思いますけれども、来年度の人数どれだけ採用したのかはもう発表になっていると思いますけれども私分らないものですから何人で、来ない方が何人でということを確認のためにお聞きしておきたいと思いますけれども。12月の募集で、2月4日に防災センターで試験を受けるということの締め切りが15日かで終わったと思うんですけれども、そこら辺の経緯を確認のためにお聞きしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（松浦 求君） 辞退したかどうかを聞きたいと。

総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 茶屋議員のご質問にお答えします。職員採用についてでございますが、おっしゃるとおり9月に他の市町村と共同でやった試験を受け、二次試験を経まして一般事務のほうを4名の方を合格とお知らせしたところです。ただその4名の方々のうち2名の方が他の職場への就職を希望されているということで当町へは辞退をする申し出がありました。4名のうち2名の方から来ていただけないというのは現在の職員の状況から非常に厳しい状況になりますので、改めて募集をしなければならないということで、本日までが応募の期限として実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） よろしいですか。質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第5号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦 求君） これで本臨時会の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって第21回軽米町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時10分）